



マイナンバーが必要な 市役所の手続き



1月4日(月)から、下記の手続きでマイナンバー(個人番号)が必要になります。該当する手続きには、書類や印鑑などに併せ個人番号カードまたは、通知カードと本人確認書類が必要です。税務課やミナ.クルで手続きをするときは、忘れずにお持ちください。また、市民センターでの手続きも同様です。
ご家族(対象者)の個人番号が必要となる場合もありますのでご注意ください。

本人確認
運転免許証やパスポートなど

番号確認
通知カードや住民票(マイナンバー付き)など

本人確認書類 運転免許証や写真付き住基カードなどのうち1点
お持ちでない場合保険証、介護保険証、年金手帳などから2点

■ 主な手続きの内容と問い合わせ ■ ミナ.クル ■ 七尾サンライフプラザ ■ 本庁

内容	担当課	お問い合わせ
障害の福祉サービスや医療費助成の申請や生活保護の申請など	福祉課	53-8464
児童手当の認定請求や現況届、子ども医療費の支給申請	子育て支援課	53-8419
国民健康保険に関する手続き	保険課	53-8420
後期高齢者医療に関する手続き 介護保険に関する手続き		53-8988 53-8451
転居や婚姻に関する手続き ※住民票や印鑑証明の交付には不要	市民課	53-8417
妊娠の届出や未熟児養育医療の申請	健康推進課	53-3623
税に関する減免・課税免除の申請	税務課	53-8414
相続人代表指定届 納税管理人申告書		

※代理申請の場合は、担当課へお問い合わせください。

通知カードが未到達 12月中に通知カードを受け取っていない人は、市民課での受け渡しになります。本人確認書類と印鑑をお持ちください。詳しくは、市民課(☎53-8417)へお問い合わせください。

問 総務課 ☎53-1111 <制度に関するお問い合わせ>マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

確定申告はお早めに! 申告書の作成は、国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」が便利!



**「e-Tax」を選び
ネットで申告する**
(添付書類が省略できる
ものがあります)

**ホームページで
申告書を作成して
印刷、書面で提出する**
(自動計算機能付きです)



七尾税務署申告会場での 相談は2/8日以降に!!

七尾税務署の申告会場は、2月8日(月)に開設します。申告のために来署される場合は、**開設日以降、3月15日(火)までの間(土日祝日は除く)**にお願いします。
(受付時間 9:00~16:00)

住宅借入金等特別控除 申告相談会を開催します!

七尾税務署の申告会場で、「住宅借入金等特別控除申告相談会」を開催します。「確定申告書等作成コーナー」でも申告書が作成可能です

日時 2月9日(火)、10日(水)、12日(金) 9:00~16:00
場所 七尾西湊合同庁舎 七尾税務署 1階 申告会場

復興特別所得税の計算が必要です!

原則、所得税額の2.1%が復興特別所得税になります。(平成25年から49年までの各年分)

問 七尾税務署 ☎52-3381